

東部終末処理場汚泥処理施設整備基本設計業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 八戸市からの委託に係る東部終末処理場汚泥処理施設整備基本設計業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「設計業務」という。）の受託
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____（以下「共同企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、令和____年____月____日に成立し、設計業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 設計業務を受託できなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該設計業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

名称

住所

名称

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、設計業務の履行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行

うことを名義上明らかにした上で、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該設計業務について委託者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

名称	%
----	---

名称	%
----	---

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに設計業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、設計業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、設計業務の委託契約の履行及びその他の設計業務の実施に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、設計業務の履行完了の都度当該設計業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(設計業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、当共同企業体が設計業務を達成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち設計業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して設計業務を達成する。
- 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、設計業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び委託者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(設計業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが設計業務途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び委託者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外1社は、上記のとおり、東部終末処理場汚泥処理施設整備基本設計業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

名称	
代表者	印

名称	
代表者	印